

8 法人の事業税

(1) 事業税額等に関する調

区分			現 事 業 年								
			確 定 額						左の確定額に対応する前年度分の中間申告額		
			事業年度数		所得(収入)金額	税 額		確定申告及び決定のない中間申告額		事業年度数	税 額
			確定申告のあったもの	左のうち決定したもの		確定申告のあったもの①	左のうち決定したもの	事業年度数	税 額②		
所得課税分 (外形対象法人分を除く)	普通法人	本県本店分	1,642	1	51,039,681	3,007,884	1	1	33	486	690,372
		他県本店分	7,975	2	129,947,011	7,835,224	22	5	2,017	2,996	2,231,219
		県内法人	36,091	98	169,223,417	8,894,168	911	21	2,058	4,646	2,717,280
		計 A	45,708	101	350,210,109	19,737,276	934	27	4,108	8,128	5,638,871
	特別法人 B	1,523	-	33,583,702	1,306,822	-	-	-	-	-	-
	公益法人等 C	1,035	4	3,025,392	151,887	-	-	-	2	22	22
	人格なき社団等 D	289	-	171,840	5,718	-	-	-	1	37	37
	清算法人 E	490	2	124,691	7,860	-	2	3,350	-	-	-
	特定信託 F	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法人課税信託 G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所得課税分計(A+B+C+D+E+F+G) H		49,045	107	387,115,734	21,209,563	934	29	7,458	8,131	5,638,930	
収入金額課税分 I		128	-	620,651,114	4,811,248	-	-	-	89	2,061,799	
外形対象法人分 J		4,207	-		29,941,742	-	8	4,273	3,298	11,121,770	
合計(H+I+J)		53,380	107		55,962,553	934	37	11,731	11,518	18,822,499	

(注)

- この調は、当年度において確定したものについて作成した。
現事業年度分及び過事業年度分の区分は、次による(以下、法人の事業税関係において同じ。)
(イ) 現事業年度分
平成27年2月1日から平成28年1月31日までの間に終了する事業年度分。なお、同日後に終了する事業年度分で平成28年3月31日までに申告書の提出があり、当年度において調定したものについては、当該事業年度分に含む。
(ロ) 過事業年度分
(イ)の現事業年度分以前の事業年度分。
- 現事業年度分の①及び「所得(収入)金額」は、当年度において確定した税額(確定申告、修正申告、更正又は決定後の最終税額をいい、減免があった場合には減免後の税額をいう。)又はこれに対応する所得(収入)金額を記載した。
- 「事業年度数」は、1年、6か月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれの事業年度ごとに1件として計上したが、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。
なお、欠損法人等納付すべき税額がないものについても計上した。

○ 事務所別内訳

区分			大河原	仙台南	仙台中	仙台北	塩釜	北部
所得課税分	普通法人	本県本店分	53,399	264,617	1,193,403	1,823,447	89,720	127,321
		他県本店分	158,334	877,774	4,721,989	2,111,500	177,511	246,737
		県内法人	506,570	1,016,771	3,176,229	2,261,678	453,022	609,843
		計	718,303	2,159,162	9,091,621	6,196,625	720,253	983,901
	特別法人	21,923	36,020	226,886	882,953	21,169	19,129	
	公益法人等	1,948	6,329	48,730	80,858	7,354	3,262	
	人格なき社団等	172	1,352	3,463	3,180	332	306	
	清算法人	57	-	1,411	9,304	9	-	
	特定信託	-	-	-	-	-	-	
	法人課税信託	-	-	-	-	-	-	
収入金額課税分		3,981	1,334	1,772,876	3,315,076	11,129	14,508	
外形対象法人分		624,835	2,409,473	19,489,763	8,969,712	480,398	1,024,159	
合計		1,371,219	4,613,670	30,634,750	19,457,708	1,240,644	2,045,265	

(単位:件, 千円)

度 分						過事業年度分			調定額合計	当年度に発生した歳出還付額
確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告期限が翌年度になる見込納付額		中間納付額の歳出還付額		調定額	所得(収入)金額	調定額		
事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	前年度に収入したもの	当年度に収入したもの	(①+②-③+④+⑤+⑥)			⑦+⑧	
	④		⑤	⑥		⑦		⑧		
516	1,297,812	5	32,664	83,777	-	3,731,798	832,879	35,947	3,767,745	
3,174	2,508,104	39	57,106	250,880	-	8,422,112	2,561,938	122,165	8,544,277	
4,765	3,420,664	10	3,384	537,118	-	10,140,112	5,585,165	268,551	10,408,663	
8,455	7,226,580	54	93,154	871,775	-	22,294,022	8,979,982	426,663	22,720,685	
2	29	1	78	-		1,306,929	269,603	11,312	1,318,241	
4	340	-	-	22		152,227	41,323	1,481	153,708	
-	-	-	-	37		5,718	151,388	4,083	9,801	
-	-	-	-	-		11,210	-	-	11,210	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
-	-	-	-	-		-	-	-	-	
8,461	7,226,949	55	93,232	871,834	-	23,770,106	9,442,296	443,539	24,213,645	
106	2,398,224	1	69	2,274	-	5,150,016	9,097	13,699	5,163,715	
3,362	14,686,476	41	260,632	255,211	-	34,026,564		243,691	34,270,255	
11,929	24,311,649	97	353,933	1,129,319	-	62,946,686		700,929	63,647,615	

4 「確定申告が翌年度になる見込納付額」は、会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため、法第72条の25第3項の規定によりその納期限が延長された法人が、見込納付を行った場合の額を記載した。

5 「中間納付額の歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載した。

6 「過事業年度分」の「所得(収入)金額」は、修正申告又は更正によるものは調定額に対応する金額を記載したが、前年度中に中間申告し、同年度中に確定申告すべき場合において、当年度に期限後申告された等で当年度調定となったものは、確定事業税額から中間納付額を控除した金額を記載した。

7 「当年度に発生した歳出還付額」は、実際に還付したか否かを問わず、還付が確定した額を記載したが、⑥の金額は含めていない。

8 「清算法人」の予納分は、中間申告と同様の取扱いにより記載した。

(単位:千円)

栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
21,926	120,558	16,583	56,771	3,767,745
47,394	98,552	36,139	68,347	8,544,277
160,841	1,479,813	291,957	451,939	10,408,663
230,161	1,698,923	344,679	577,057	22,720,685
10,011	63,002	16,367	20,781	1,318,241
50	2,845	457	1,875	153,708
127	435	113	321	9,801
-	424	-	5	11,210
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
3,457	39,695	917	742	5,163,715
144,829	831,704	272,186	23,196	34,270,255
388,635	2,637,028	634,719	623,977	63,647,615